



令和3年1月26日

各 位

会 社 名 株式会社トーア紡コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 長 井 渡
(コード：3204 東証第一部)
問合せ先 執行役員 総務・人事担当
難 波 正 之
(TEL 06-7178-1151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和3年3月30日開催予定の当社第19回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、令和2年12月21日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることで、より透明性の高い経営を実現するため、令和3年3月30日開催予定の当社第19回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規程の新設ならびに監査役および監査役会に関する規程の削除等の定款変更を行うものであります。

(2) 事業目的の追加

今後の事業拡大および多様化に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日	令和3年3月30日
定款変更の効力発生日	令和3年3月30日

以 上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <条文省略></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) ~ (6) <条文省略></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>(7) 前各号の業務に付帯する業務</u></p> <p>第 3 条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条~第11条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <現行通り></p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) ~ (6) <現行通り></p> <p><u>(7) 化粧品の売買</u></p> <p><u>(8) 糸、織物、編物、インテリア製品外各種繊維製品の製造加工および売買</u></p> <p><u>(9) 前号に関連する原料品の製造および売買ならびに副産物の加工および売買</u></p> <p><u>(10) 前各号の業務に付帯する業務</u></p> <p>第 3 条 <現行通り></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条~第11条 <現行通り></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 第12条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 第12条～第18条 <現行通り></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 <現行通り></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 <条文省略></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <現行通り></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 <現行通り></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役の選任方法</u>)</p> <p><u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>出席監査等委員の過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>監査役会</u>における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会で定める監査役会規則</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第 <u>36</u> 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役の報酬等</u>は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="300 324 785 645"> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> </p> <p data-bbox="427 712 596 741">第6章 計算</p> <p data-bbox="240 808 639 837">第41条～第44条 <条文省略></p> <p data-bbox="240 904 352 934"><新設></p>	<p data-bbox="991 712 1176 741">第6章 計算</p> <p data-bbox="815 808 1198 837">第37条～第40条 (現行通り)</p> <p data-bbox="810 904 868 934"><u>附則</u></p> <p data-bbox="826 956 1315 985"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1008 1353 1373"> <u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="810 1440 1315 1518"><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1541 1353 1809"> <u>第2条 第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u> </p>